

「開かれた里山の整備・利用計画」について

新 開かれた里山の整備・利用推進事業（臨）

信州の木活用課

1 趣 旨

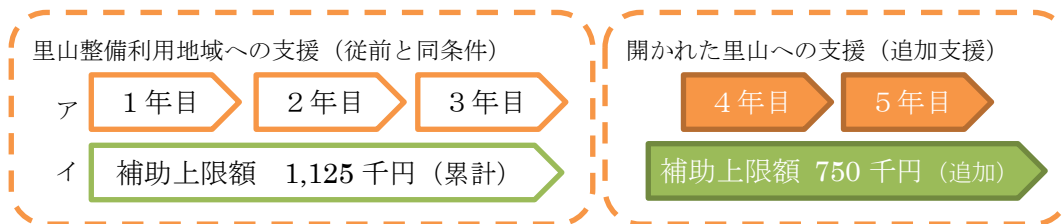
長野県ふるさとの森林づくり条例による里山整備利用地域の活動が自立的・持続的なものとして定着するよう、必要な体制整備を後押しするとともに、より多くの県民が里山の森林に親しむことができるよう「開かれた里山」の整備・利用の仕組みづくりを推進する。

2 事業の必要性

身近な里山で県民の誰もが気軽に親しむためには、里山が適切に管理され、安全かつ有効に利用するための仕組みが必要。よって、「里山整備利用推進協議会等」が行う整備・利用計画の樹立や資機材導入等の活動基盤整備を支援し、その活動の前提となる森林所有者等の合意形成を後押しする。

3 事業内容

里山整備利用地域に認定された地域の活動（調査・計画策定、研修会の開催等）や資機材の購入等を支援する。また、より多くの県民が里山に親しめるように取り組む地域を「開かれた里山」として承認し、それらの地域には支援年数及び補助上限額を追加する。



（単位：千円）

区 分	補助率	節	R5 年度予算
(1) 県民協働による里山の整理・利用事業			
ア 里山整備利用地域活動推進事業 県民が広く親しめる「開かれた里山」の仕組みづくり（研修会の開催等） 及び整備・利活用に向けた合意形成（森林所有者の同意取得）への支援	10/10	18 節	9,890
イ 里山資源利活用促進事業 里山の自立的な整備・利活用に向けた条件整備 （チェーンソー、薪割機、簡易ウインチ等の物品購入又は歩道整備）※	3/4		9,300
(2) 「開かれた里山」の管理・整備のマニュアル作成 （R5：事例調査・優良事例リーフレット作成）	—	13 節	2,000
合 計			21,190

- 4 事業主体 (1) 里山整備利用推進協議会
(2) 長野県

5 予算要求額 21,190 千円 基金繰入金（森林づくり県民税基金）

6 事業目標 県民が広く親しめる里山づくりに取り組む里山整備利用地域の数
概ね 50 地域（R5～R9 年度）

7 補助実績 (H30～R4)
里山整備利用地域の認定数 106 地域のうち
・ 里山整備利用地域活動推進事業 96 地域 140,009 千円
・ 里山資源利活用促進事業 72 地域 51,633 千円

里山整備利用地域における「開かれた里山」に関する事務処理要領

令和5年4月28日付け5信木第70号林務部長通知

(目的)

第1 この要領は、長野県ふるさとの森林づくり条例第26条の規定による里山整備利用地域において、里山整備利用推進協議会（以下「協議会」という。）が「開かれた里山」としての整備・利用を進めるために必要な事務処理を定めるものである。

(定義)

第2 「開かれた里山」とは、協議会が地域の特長を活かした自立的な活動を行い、より多くの県民等が広く親しめる、レクリエーションや健康づくり、観光拠点などにも活用される身近な里山づくりに取り組む里山整備利用地域のことをいう。

2 「開かれた里山」において協議会が行う地域の特長を活かした自立的な活動とは、以下に例示するとおり、地域の里山の特長を活かした整備・利用を進めるとともに、その里山の魅力を広く発信する活動とする。

地域の特長を活かした自立的な活動の例示

- ・レクリエーションや健康づくりの拠点としての里山の整備・利用
- ・山菜やキノコ等森の恵みを楽しむ拠点としての里山の整備・利用
- ・景観等を活かした観光の拠点としての里山の整備・利用
- ・地域の歴史や文化を学ぶ拠点としての里山の整備・利用
- ・森林の生態や働きを学ぶ拠点としての里山の整備・利用
- ・その他、県民等が広く親しめる拠点としての里山の整備・利用

(「開かれた里山」の承認)

第3 協議会が里山整備利用地域を「開かれた里山」として整備・利用する場合、開かれた里山の整備・利用計画書（以下「開かれた里山計画書」という。）（様式1）を作成し、所在市町村を經由して、地域振興局長（以下「局長」という。）に提出する。

2 局長は、開かれた里山計画書の内容を確認するとともに、みんなで支える森林づくり地域会議（以下「地域会議」という。）の構成員に、承認の可否について意見を聞くものとする。

3 局長は、地域会議の構成員の意見を参考に、開かれた里山の整備・利用計画書チェックシート（様式2）を作成し、承認の可否を決定する。

4 局長は、開かれた里山計画書の承認の可否について、開かれた里山整備・利用計画承認通知書（様式3）を協議会あてに通知するとともに、その写し

を林務部長及び協議会の所在する市町村長に送付する。

(「開かれた里山」の整備・利用に関する支援)

第4 開かれた里山計画書の承認を受けた協議会は、開かれた里山計画書に記載された事業を実施する場合、以下の補助金交付の申請をすることができる。

- (1) 信州の森林づくり補助金交付要綱第2別表に規定する「みんなで支える里山整備事業（開かれた里山の整備）」
- (2) 県民協働による里山の整備・利用事業補助金交付要綱第3の次の表に規定する「②里山整備利用地域活動推進事業（開かれた里山）」及び「④里山資源利活用推進事業（開かれた里山）」

(開かれた里山計画書の変更)

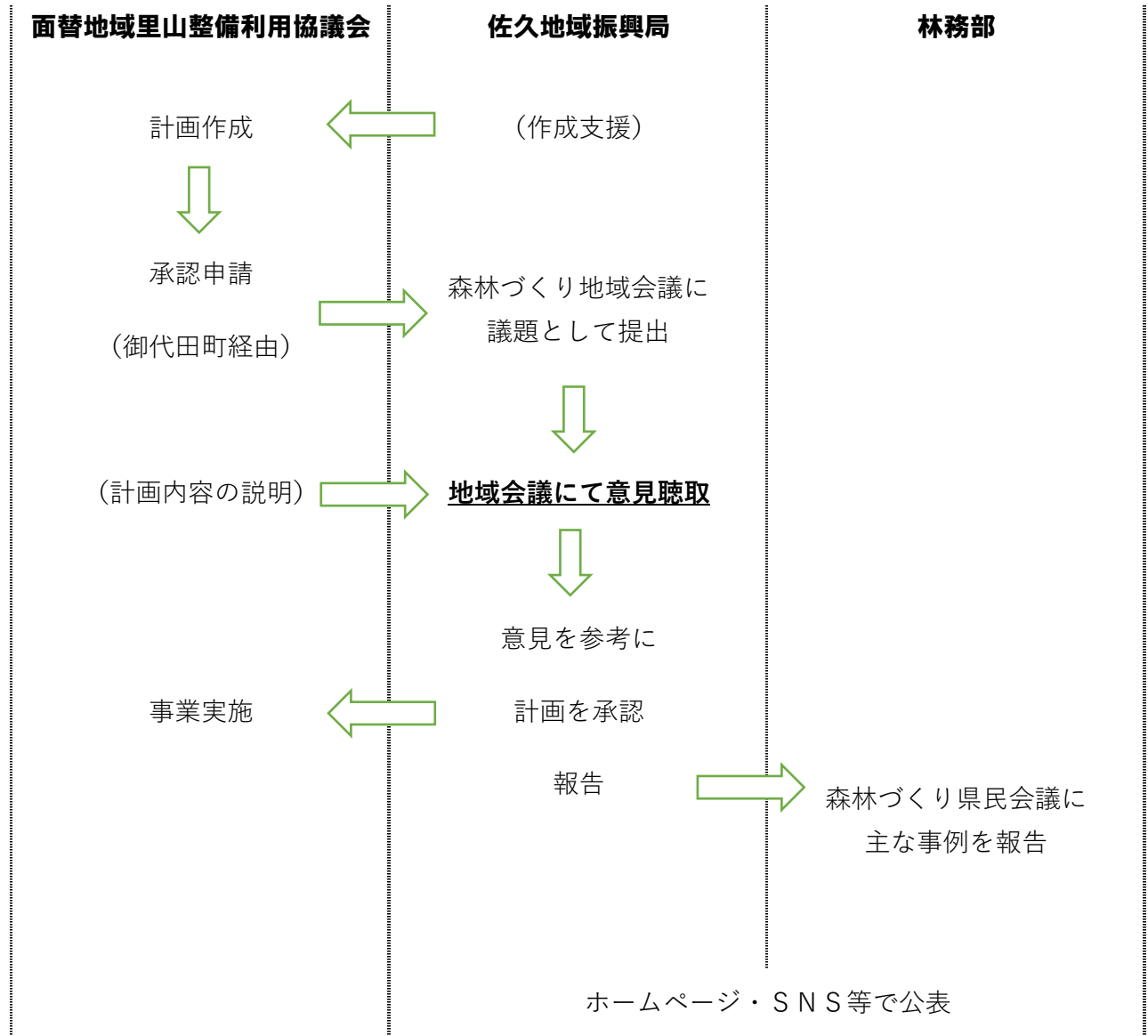
第5 協議会が開かれた里山計画書を変更する場合、第3の規定に準じて変更手続きを行い、変更の承認の可否を決定することとする。

(「開かれた里山」における活動の情報発信等)

第6 協議会は、「開かれた里山」において行う地域の特長を活かした自立的な活動について、各種媒体を活用して情報発信に努めなければならない。

- 2 局長は、「開かれた里山」において行う地域の特長を活かした自立的な活動について、各協議会の活動状況を取りまとめ、地域会議に報告することとする。

「開かれた里山の整備・利用計画」 承認の流れ



開かれた里山の整備・利用（変更）計画書

佐久地域振興局長 様

里山整備利用推進協議会の名称

面替地域里山整備利用協議会

住 所

北佐久郡御代田町面替995

代表者 氏名

太田 泰友

1. 里山整備利用地域の名称等

名 称	御代田町 面替地域
認定年月日	令和5年11月13日
認定面積	37 ha

2. 県民協働による里山の整備・利用事業（一般）の実績及び計画（平成30年度以降）

単位：万円

活用実績・計画	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	計
里山整備利用地域活動推進事業 （最長3年間：補助率10/10以内）	97.7	71	50			218.7
里山資源利活用推進事業 （上限事業費150万円：補助率3/4以内）	150					150

3. 「開かれた里山」における活動の基本方針

(1) 里山整備利用地域における協議会の活動状況

令和5年10月に協議会を設立し、薪山としての広葉樹施業の計画を作成するため、作業道作成指導の受講、先進地視察等により計画を立案、地域住民による里山整備、利用ができるよう、チェーンソーの安全講習会を開催した。

(2) 里山整備利用地域の特長

面替地域の森林は、集落南側に聳える平尾山の麓、標高750mから900mに位置している。樹種は雑木が多く、50-70年生以上の森林が70%以上を占めている。かつては薪炭林として整備・利用されてきたが、現在は放置され、野生鳥獣被害も見られる。

(3) 「開かれた里山」としての整備・利用の方針

ア より多くの県民等が広く親しめる「開かれた里山」づくりの考え方

かつて薪炭林として人々が関わりを持っていた里山の姿を取り戻し、多くの人々が里山として積極的に関わっていけるようにする。そのために伐採木の活用、子供たちの活動フィールドの整備等、先進モデルあるいは協働参画できる研修会のフィールドとして整備、利用していく。

イ 「開かれた里山」における森林整備の方針

放置された森林を薪山として利用できるよう路網整備を中心に整備をし、荒れて危険な状態から健全な状態に戻していく。また、長期的に植林などの更新も含めた施業を計画・実施する。

ウ 「開かれた里山」の整備・利用に向けた里山整備利用推進協議会の活動

里山整備を進め、整備された森林の状況を発信していく。また、里山での各種イベントを通して、広く集客すると共に、里山に興味を持つ人が増えるような取り組みをしていく。

(4) 「開かれた里山」の対象とする里山整備利用地域の面積及び位置

面積

37 ha

位置は別添森林計画図のとおり

4. 「開かれた里山」の整備・利用の全体計画

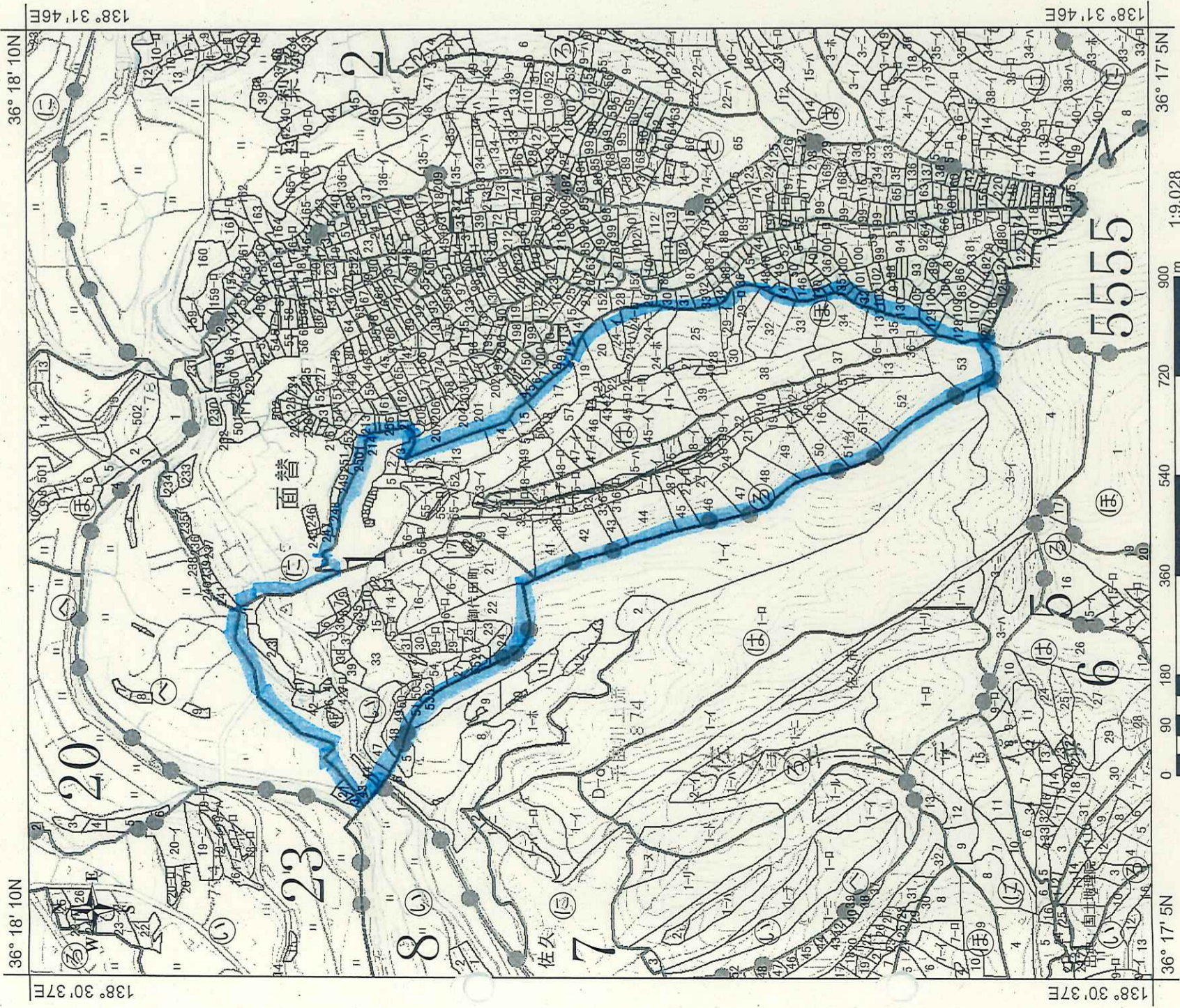
計画内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	計
「開かれた里山」における森林整備 計 (ha)	2	2	2	2	2	10
(m)	300	600	600	600	600	2,700
花木等の植栽 (ha)		1		1		2
下刈り (ha)						0
修景林間整備 (ha)	1	1	1	1	1	5
竹林整備 (ha)						0
① その他整備 (つる切り) (ha)	1		1		1	3
② 付帯施設等整備 (森林作業道) (m)	300	600	600	600	600	2700
「開かれた里山」における 里山整備利用地域活動推進事業 (2年間：補助率10/10以内)	100	200				300
整備計画の策定・地域の合意形成等 (万円)						
「開かれた里山」における 里山資源利活用推進事業 (上限事業費100万円：補助率3/4以内)	47	53				100
資機材導入等 (万円)						

5. 「開かれた里山」における活動の広報計画

広報活動の計画 (具体的な方法、頻度等)	HP	HPを作成し、里山整備の状況やイベントの発信をHP上で月に1回程度。
	SNS	SNSアカウントを取得し、里山整備の状況やイベントを週に1回程度発信。
	広報誌等	里山整備の状況と魅力の発信を印刷物で年に4回程度発行。

6. 「開かれた里山」における県民等の利活用計画人数 (計画年度から5年後まで)

計画の内容	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	合計
イベント等による利活用計画人数 (人)	20	50	50	75	75	100	370
イベント以外の利活用計画人数 (人)	30	50	60	70	80	100	390
合計 (人)	50	100	110	145	155	200	760



- 図郭50000 図郭50000
- 市町村界 市町村界
- 地域森林計画区 地域森林計画区
- 地域振興局 地域振興局
- 施業班ラベル(マスタ) 施業班ラベル(マスタ)
- 林班(マスタ) 林班(マスタ)
- 小班(マスタ) 小班(マスタ)
- 施業班(マスタ) 施業班(マスタ)
- 施業班(マスタ) 施業班(マスタ)
- 施業班(マスタ) 施業班(マスタ)
- 施業班(マスタ) 施業班(マスタ)
- 小班(マスタ) 小班(マスタ)
- 小班(マスタ) 小班(マスタ)

2023年10月26日
この図は「長野県森林GIS」で作成しました